

中央環境審議会大気環境・水環境合同部会 公害防止取組促進方策小委員会の設置について

1. 趣旨

近年の環境問題の多様化等を背景として、公害防止対策を取り巻く状況は構造的に変化してきており、こうした中で、昨今、基準の遵守の確認等、公害防止対策の適確な実施の必要性が高まっている。

環境省においては「効果的な公害防止取組促進方策検討会」を開催し、平成20年4月に報告書を取りまとめたところであるが、これを踏まえ、効果的・効率的に公害防止を実施するための方策等に関し、制度的な対応の必要性も含めて大気環境分野及び水環境分野を通じた横断的な検討を更に深めるため、平成21年8月19日付けで環境大臣から中央環境審議会長に対し、今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について諮問が行われたところである。

本諮問は大気環境部会及び水環境部会の所掌に係るものであるため、大気環境・水環境合同部会（部会長：松尾 友矩 東洋大学学長）に付議され、さらに調査審議を専門的かつ集中的に進める観点から、両部会所属委員の御了承を得て、同合同部会の下に「公害防止取組促進方策小委員会」（小委員長：坂本 和彦 埼玉大学大学院理工学研究科教授）を設置するものである。

2. 主な検討事項

- 事業者における公害防止管理体制整備の促進策について
 - 排出測定データの未記録・改ざんへの対応策について
 - 事業者の自主的な取組の促進策について
 - 緊急時の対応策について
- 等

3. スケジュール（案）

9月29日に第1回を開催し、答申の取りまとめ（年内目途）に向けて、月1回程度開催（関係者からのヒアリングを含む）。

4. 小委員会の構成

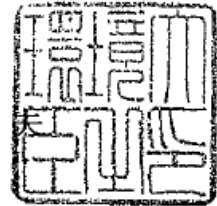
小委員会は、別紙の学識経験者及び有識者から構成する。



諮問 第 265 号
環水大総発第 090819001 号
平成 21年 8月 19日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環 境 大 臣
斉 藤 鉄



今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

近年の環境問題の多様化等を背景として、公害防止対策を取り巻く状況は構造的に変化してきており、こうした中で、昨今、基準の遵守の確認等、公害防止対策の適確な実施の必要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。

(別紙)

中央環境審議会大気環境・水環境合同部会

公害防止取組促進方策小委員会 委員

(五十音順)

- | | | |
|----|----|---------------------------|
| 浅野 | 直人 | 福岡大学法学部教授 |
| 稲垣 | 隆司 | 愛知県副知事 |
| 指宿 | 堯嗣 | (社)産業環境管理協会常務理事 |
| 岩崎 | 好陽 | (社)におい・かおり環境協会会長 |
| 浦野 | 紘平 | 横浜国立大学大学院環境情報研究院特任教授 |
| 大塚 | 直 | 早稲田大学大学院法務研究科教授 |
| 後藤 | 卓雄 | (社)日本化学工業協会環境安全委員会委員長 |
| 坂本 | 和彦 | 埼玉大学大学院理工学研究科教授 |
| 進藤 | 孝生 | (社)日本鉄鋼連盟環境・エネルギー政策委員会委員長 |
| 鈴木 | 邦夫 | 日本製紙連合会副会長 |
| 須藤 | 隆一 | 東北大学大学院工学研究科客員教授 |
| 中杉 | 修身 | 元上智大学大学院地球環境学研究科教授 |
| 新美 | 育文 | 明治大学法学部専任教授 |
| 藤井 | 絢子 | NPO法人菜の花プロジェクトネットワーク代表 |
| 細田 | 衛士 | 慶應義塾大学経済学部教授 |
| 眞柄 | 泰基 | 学校法人トキワ松学園理事長 |
| 松尾 | 友矩 | 東洋大学学長 |
| 松岡 | 俊和 | 北九州市環境局環境モデル都市担当理事 |
| 宮池 | 克人 | 電気事業連合会環境委員会副委員長 |
| 吉田 | 文和 | 北海道大学大学院経済学研究科教授 |
| 和田 | 紀夫 | 千葉県環境生活部次長 |

「効果的な公害防止取組促進方策検討会」報告の概要

【検討の背景】

- 一部の大企業における排出基準超過やデータ改ざんなどの不適正事案の発生
- 環境問題の多様化、公害防止エキスパートの退職等を背景とした、事業者及び地方自治体における公害防止管理業務の構造的変化

【報告の概要】

公害防止の取組強化に向けた基本的な考え方

- ① 法令から運用レベルまで、様々な方策を組み合わせた総合的な対応
- ② 事業者及び地方自治体における自主的な取組の促進
- ③ 事業者、自治体による管理から社会的な情報共有によるオープンな管理へ

効果的な公害防止取組の促進に向けた方向と方策

<事業者における取組の促進>

- 公害防止管理体制整備の促進
公害防止法令に基づく事業者から自治体への届出の機会に、事業者の公害防止管理体制等の情報を提出することによる体制整備促進の検討 等
- 排出測定データの未記録・改ざんに対する罰則の創設の検討
- 事業者の自主的な法令違反申告や情報開示等の取組を促進する仕組みの検討
- 技術的観点からの取組の促進

<地方自治体における取組の促進>

- 立入検査等の効果的な実施促進
 - ・地方自治体における立入検査マニュアルの整備促進、公害防止業務優良事例の共有推進
 - ・公害防止管理者の監督機能の活用と公害防止法例との連携促進 等
- 国及び自治体間の公害防止業務に関する情報、ノウハウの共有促進
 - ・地域ブロック毎の連絡会議の開催 等
 - ・インターネットを活用した情報共有システムの構築等

<横断的な方策>

- 排出基準、測定方法、運用等の明確化と浸透促進
通知類の整理・統合、法令集の編集・改訂、解釈の統一、照会・相談窓口の設置 等
- 排出測定データの公表・開示等の促進
排出測定データの報告・公表・開示の仕組みの検討、リスク・コミュニケーションの推進 等
- 事業者や地方自治体の公害防止担当者の教育・研修の機会拡充
- 継続的な公害防止管理の実態把握による制度・運用の改善